

第1回 宇都宮市水道料金等審議会 会議次第

日 時：平成21年5月26日（火）
午後3時から
場 所：市役所 14A 会議室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 審議会委員紹介
- 4 議 事
 - (1) 会長の選出について・・・・・・・・・・資料1
 - (2) 会長職務代理者の指名について・・・・・・・・・・資料1
 - (3) 上下水道料金等制度に係る諮問について・・・・・・・・・・資料2
 - (4) 会議の公開について・・・・・・・・・・資料3
 - (5) 水道料金及び下水道使用料について・・・・・・・・・・資料4
 - (6) 地域下水処理施設使用料について・・・・・・・・・・資料5
 - (7) 今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・資料6
- 5 その他
- 6 閉 会

《 資 料 》

- 資料1 宇都宮市水道料金等審議会規則
- 資料2 諮問書（案）
- 資料3 附属機関等の会議の公開に関する要領
- 資料4 水道料金及び下水道使用料について
- 資料5 地域下水処理施設使用料について
- 資料6 今後のスケジュールについて
- 宇都宮市水道料金等審議会委員等名簿
- 参考資料 旧市町地域の料金表

宇都宮市水道料金等審議会規則（抄）

昭和46年6月23日

規則第45号

（趣旨）

第1条 この規則は、宇都宮市附属機関に関する条例（昭和42年条例第1号）第3条の規定に基づき、宇都宮市水道料金等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、17人以内で市長が別に定める数の委員をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（幹事）

第5条 審議会に幹事若干人を置き、市職員の中から市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、上下水道局経営企画課において処理する。

（会議の運営等の細目）

第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(案)

平成 2 1 年 5 月 日

宇都宮市水道料金等審議会
会 長 様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

水道料金等制度の調整について（諮問）

宇都宮市附属機関に関する条例(昭和 42 年条例第 1 号)第 2 条の規定により、平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日に調印された合併協定書に基づく水道料金、下水道使用料及び地域下水処理施設使用料の調整について諮問いたします。

抄

合併協定書

宇都宮市

上河内町

河内町

3 道路用地（幅員7メートル未満の生活道路用地）については、寄付とする。

ただし、既に説明会を実施しているもの等については、事業の継続性等を考慮し、協議した上で、買収で対応する路線を決定する。

4 新市の河川整備計画については、宇都宮市の計画を基に、速やかに策定する。

5 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。

21-15 都市計画関係事業の取扱い

1 合併後、新市全域での区域区分（線引き）については、当面、現状を維持していくこととするが、都市計画決定の権限を有する県の次々期見直しまでに、新市全域で区域区分（線引き）を行い、新市が一体となった総合的なまちづくりを進める。

2 都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは新市に移行後も当分の間現行どおりとして、段階的に調整する。

3 区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。

4 区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、土地区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。

21-16 水道関係事業の取扱い

1 上河内町の簡易水道事業は、合併時に宇都宮市の水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。

2 水道拡張事業計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後3年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。

3 水道料金は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。

4 水道加入金は、宇都宮市の料金制度に統一する。

21-17 下水道関係事業の取扱い

1 下水道事業は、合併時に地方公営企業法を全部適用している宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。

2 下水道全体計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後3年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。

3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。

4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後3年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。

5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。

調 印 書

宇都宮市、上河内町及び河内町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法
律第59号）第3条第1項の規定に基づく宇都宮地域合併協議会において、以
上のおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成18年10月20日

宇 都 宮 市 長

佐藤 栄一



上 河 内 町 長

手塚 順一



河 内 町 長

手塚 照夫



附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課，室，所等（以下「担当課等」という。）は，会議の開催に当たっては，公開・非公開にかかわらず，当該会議開催日の2週間前までに，次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに，報道機関へ資料提供するものとする。ただし，会議を緊急に開催する必要が生じたときは，この限りでない。

ア 会議の名称

イ 開催日時

ウ 場所

エ 議題

オ 会議の公開又は非公開の別

カ 会議を非公開とする場合にあっては，その理由

キ 傍聴者の定員

ク 傍聴手続

ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は，会議の公開・非公開にかかわらず，会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は，公開した会議の議事録及び会議資料について，その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため，行政経営部行政経営課長は，年度終了後速やかに必要な調査を実施の上，報告書を作成し，公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は，平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成15年6月1日から施行する。

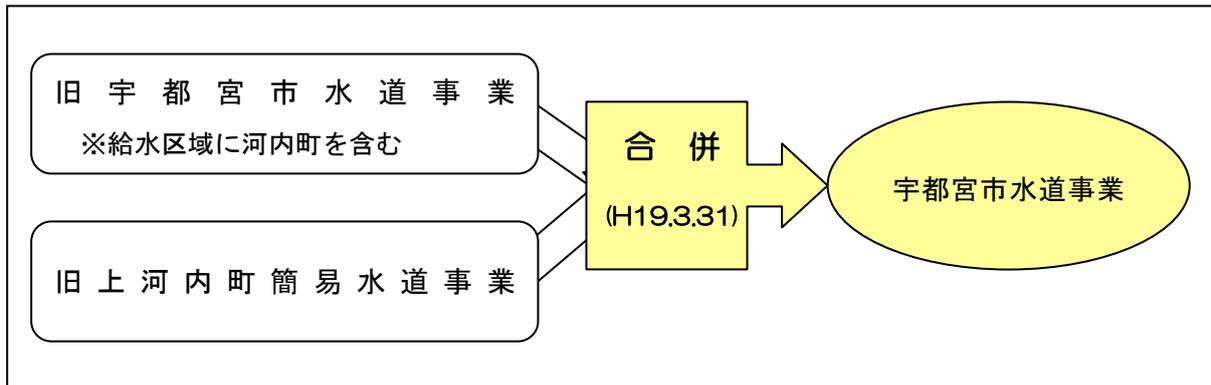
附 則

この要領は，平成16年8月1日から施行する。

水道料金及び下水道使用料について

1 水道事業の現状

(1) 水道事業の合併



(2) 旧市町地域の現状（平成19年度末）

①旧宇都宮市・旧河内町地域

1 給水戸数：	215,264戸
2 普及率：	98.11%

②旧上河内町地域

1 給水戸数：	2,525戸
2 普及率：	82.78%

(3) 水道料金のしくみ

旧宇都宮市・旧河内町，旧上河内町ともに，水道料金については，基本料金と従量料金で構成される二部料金制を採用しています。

①基本料金

基本料金は，給水に必要な固定的経費をまかなうため，水道水の使用量にかかわらず一定額をお支払いいただく料金で，使用する水道メーターの口径別に設定されています。

また，一般家庭において不可欠な水道水を安心して使用していただくよう，基本料金のみの負担により一定量の範囲内で水道水を使用できる，基本水量制を採用しています。

②従量料金

従量料金は，水道水の使用量に応じてお支払いいただく料金であり，多量に使用するほど料金単価が高くなるよう設定されています。

③その他の制度

- ・口座振替割引制度
口座振替利用者の水道料金から1か月あたり25円（税込み）を割り引く制度。
- ・大口需要者特約制度
事業所や病院などの大口需要者のうち、1か月に概ね3,000m³以上の水道使用者に対し、前年度の使用水量を基に基準の水量を設定し、基準を超えて使用された水道水を、渇水時の使用抑制を条件に、通常より低額な単価で供給する制度。

(4) 水道料金制度の比較

	基本料金	基本水量	従量料金	口座振替割引制度	大口需要者特約制度
旧宇都宮市・河内町	○	5m ³ (口径25mm以下)	7段階 (口径25mm以下) 4段階 (口径30mm以上)	○	○
旧上河内町	○	10m ³	4段階	×	×

※別添「参考資料 旧市町地域の料金表」参照

(5) 水道料金の比較

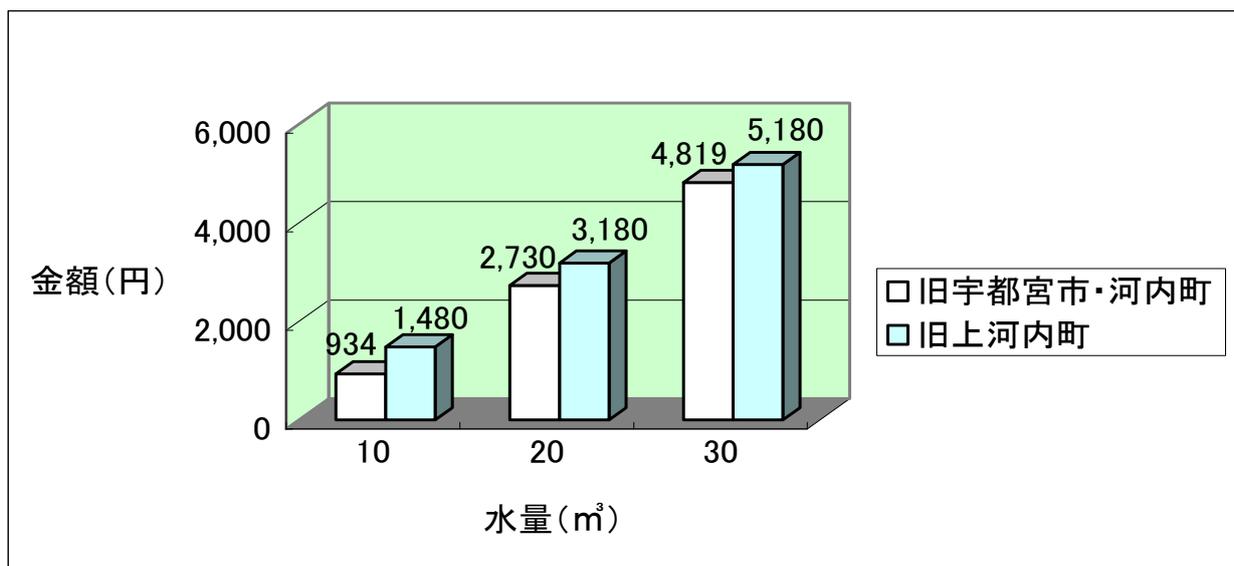
①一般家庭における状況

主に一般家庭用である13mm口径の水道メーターを使用した場合、使用量別の料金の比較は、以下のグラフのとおりです。

平均的な水道水使用量^{*}で比較した場合、旧宇都宮市・旧河内町の料金が、旧上河内町より安い設定となっています。

※1か月に約20m³

(1か月あたり税込み)

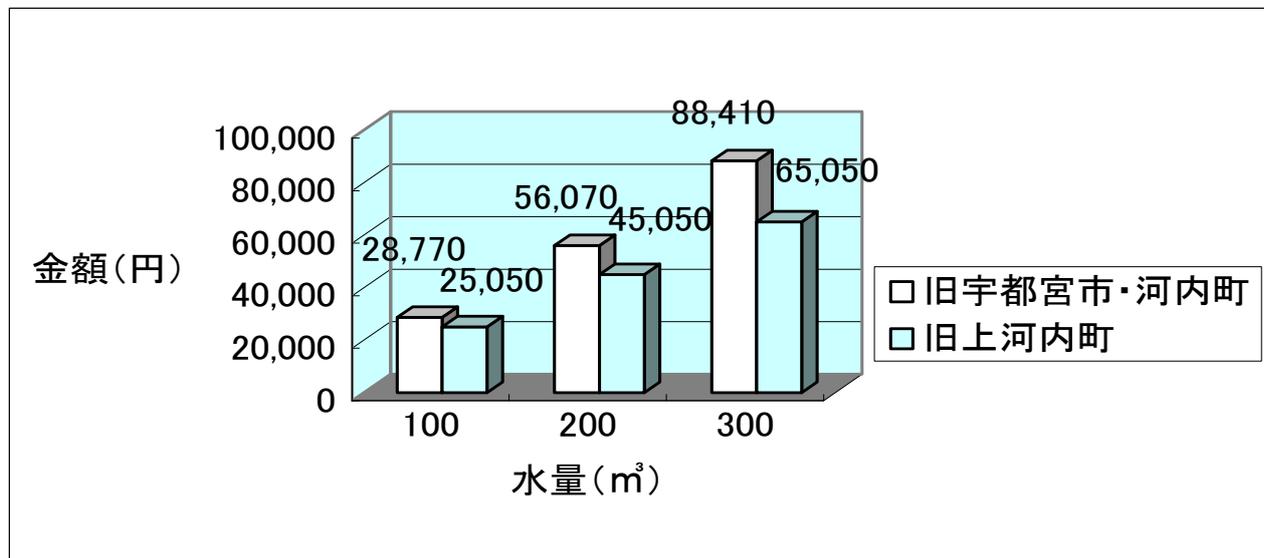


②大口需要者における状況

主に大口需要者用である50mm口径の水道メーターを使用した場合、使用量別の料金の比較は、以下のグラフのとおりです。

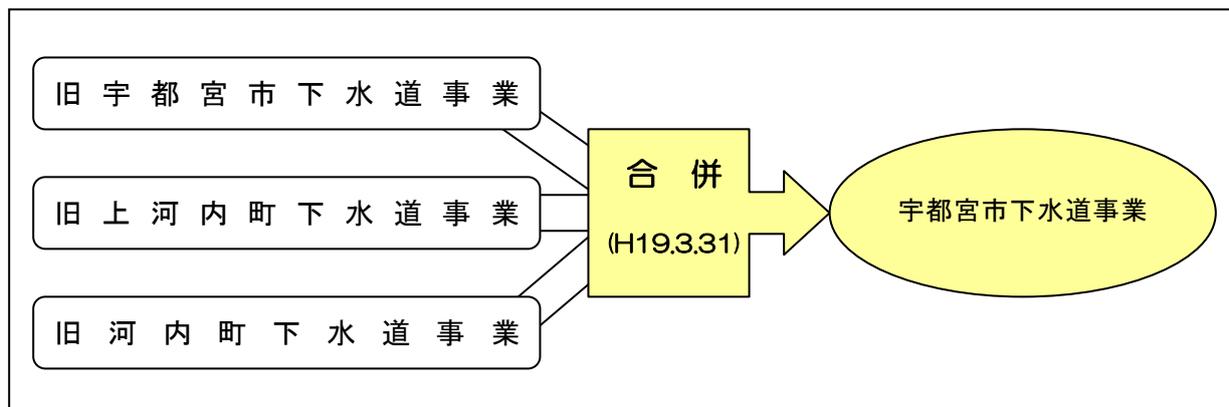
大口需要者の料金については、旧上河内町が、旧宇都宮市・旧河内町より安い設定となっています。

(1か月あたり税込み)



2 下水道事業の現状

(1) 下水道事業の合併



(2) 旧市町地域の現状（平成19年度末）

①旧宇都宮市地域

1	水洗化済戸数	150,018戸
2	水洗化率	91.02%

②旧上河内町地域

1	: 水洗化済戸数	585戸
2	: 水洗化率	67.98%

③旧河内町地域

1	: 水洗化済戸数	4,144戸
2	: 水洗化率	83.31%

(3) 下水道使用料のしくみ

旧宇都宮市，旧河内町及び旧上河内町いずれも，下水道使用料については，基本料金と従量料金で構成される二部料金制を採用しています。

①基本料金

基本料金は，下水処理に必要な固定的経費をまかなうため，下水の排出量にかかわらず一定額をお支払いいただく料金です。

②従量料金

従量料金は，下水の排出量に応じてお支払いいただく料金であり，多量に排出するほど料金単価が高くなるよう設定されています。

③その他の制度

- ・井戸水利用者の排水量の認定

井戸水利用者の下水の排出量については、各戸の使用人数などの基準を設けて算定しています。

〈参考〉

井戸水利用戸数

○旧宇都宮市地域：	1, 962戸
○旧上河内町地域：	431戸
○旧河内町地域：	42戸

(4) 下水道使用料制度の比較

	基本料金	従量料金	井戸水利用者の排水量の認定(1か月)
旧宇都宮市	○	7段階	使用人数×3.6 ^m 風呂個数×3.0 ^m
旧上河内町	○	7段階	使用人数×6.0 ^m
旧河内町	○	7段階	使用人数×8.0 ^m

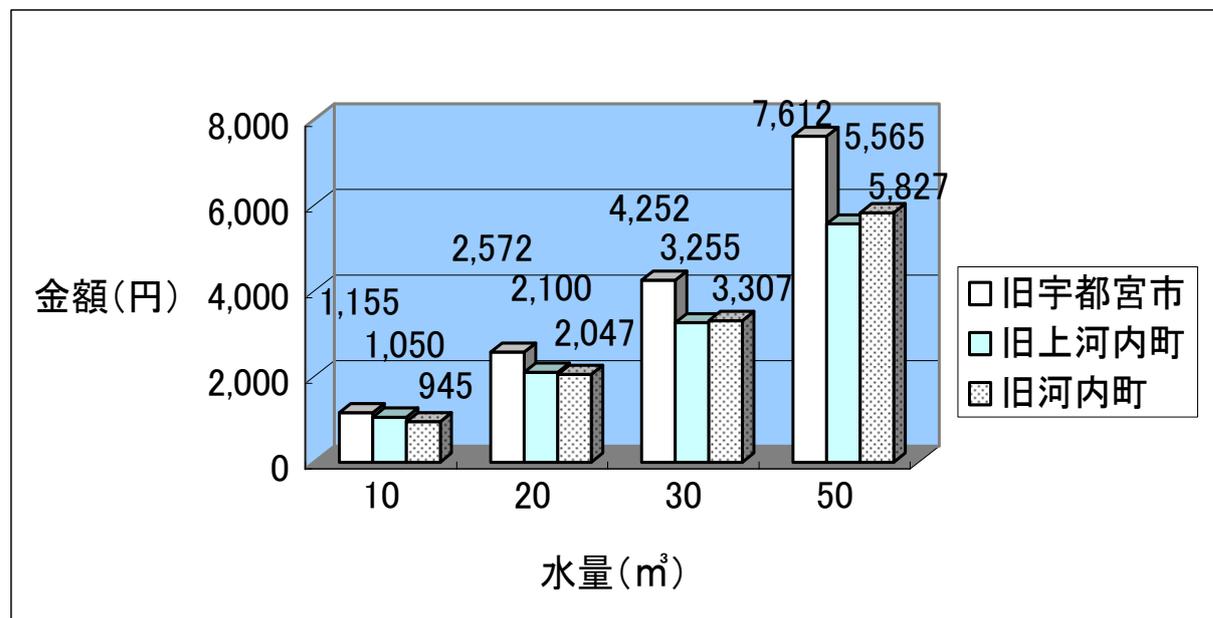
※別添「参考資料 旧市町地域の料金表」参照

(5) 下水道使用料の比較

①下水排出量別の比較

旧上河内町、旧河内町の使用料が、旧宇都宮市より安い設定になっています。

(1か月あたり税込み)



②井戸水利用者の排水量の認定に伴う使用料の比較 (使用人数約3名 1か月あたり税込み)

平均的な家庭においては、旧宇都宮市の認定に伴う使用料が、旧上河内町、旧河内町より安い設定になっています。

○旧宇都宮市地域：	1, 651円
○旧上河内町地域：	1, 890円
○旧河内町地域：	2, 551円

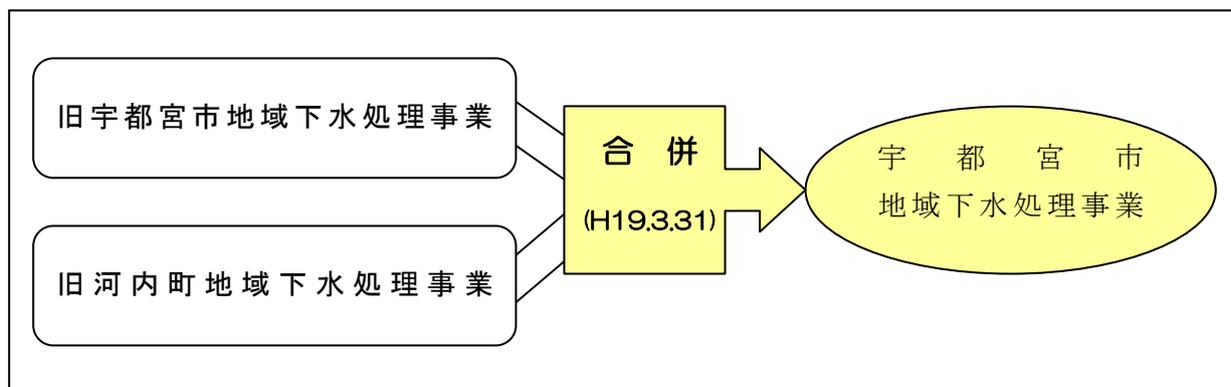
地域下水処理施設使用料について

1 地域下水処理事業の現状

(1) 地域下水処理事業について

都市計画法第29条に基づく開発行為（面積5ha.以上または計画人口501人以上）において開発事業者が設置した下水処理施設について，市が移管を受けて，運転・維持管理を行い，団地内で発生する生活排水を適正に処理し，生活環境の向上を図るものです。

(2) 地域下水処理事業の合併



(3) 旧市町地域の現状（平成19年度末）

①旧宇都宮市地域

	施設名	使用戸数
1	瑞穂野団地 地域下水処理施設	1,729戸
2	さつき団地 地域下水処理施設	1,138戸
3	上欠団地 地域下水処理施設	432戸
4	豊郷台 地域下水処理施設	1,207戸
5	篠井ニュータウン 地域下水処理施設	138戸
6	鎧山イーストヒルズ 地域下水処理施設	266戸
7	宝木新里ニュータウン 地域下水処理施設	313戸
8	ウッドユータウンみやのもり 地域下水処理施設	202戸
計		5,425戸

②旧河内町地域

	施設名	使用戸数
1	グリーンタウン 地域下水処理施設	1,492戸

(4) 旧市町の地域下水処理施設使用料のしくみ

旧宇都宮市，旧河内町ともに，地域下水処理施設使用料については，基本料金と従量料金で構成される二部料金制を採用しています。

①基本料金

基本料金は，下水処理に必要な固定的経費をまかなうため，下水の排出量にかかわらず一定額をお支払いいただく料金です。

②従量料金

従量料金は，下水の排出量に応じてお支払いいただく料金であり，多量に排出するほど料金単価が高くなるよう設定されています。

(5) 地域下水処理施設使用料制度の比較

	基本料金	従量料金
旧宇都宮市	○	7段階
旧河内町	○	7段階

基本的な制度に違いはありませんが，基本料金，従量料金の金額に差があります。

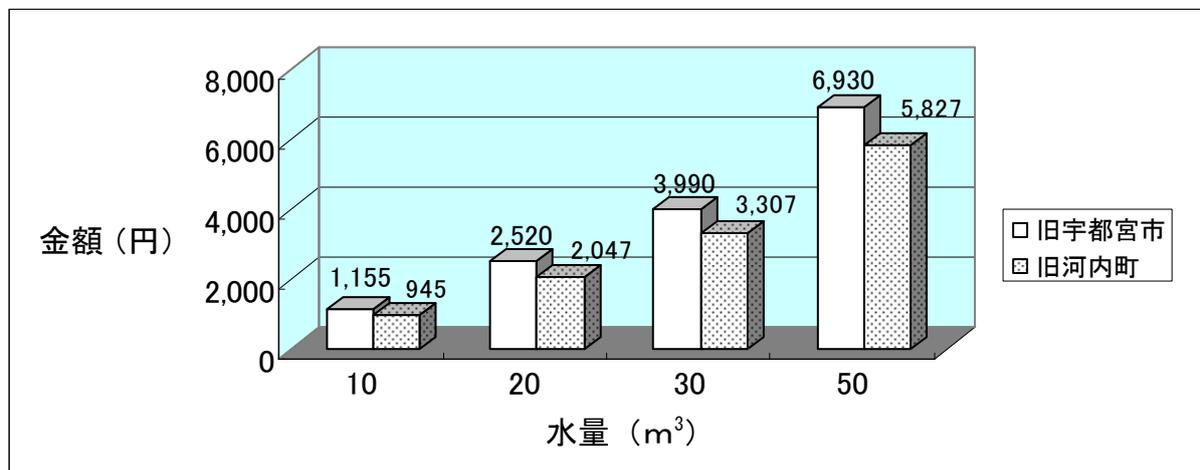
※別添「参考資料 旧市町地域の料金表」参照

(6) 旧市町の下水処理施設使用料の比較

旧河内町の使用料が，旧宇都宮市より安い設定になっています。

○下水排出量別の比較

(1か月あたり税込み)



今後のスケジュールについて

【第1回】

- 1 開催日：平成21年5月26日（火）午後3時から
 - 2 場所：宇都宮市役所14A会議室
 - 3 内容：・諮問
・水道料金及び下水道使用料について 等
-

【第2回】

- 1 開催時期：平成21年7月
- 2 場所：宇都宮市上下水道局5階会議室
- 3 内容：・上下水道料金等の調整案について
・答申案について

【第3回】

- 1 開催時期：平成21年8月
- 2 場所：宇都宮市上下水道局5階会議室
- 3 内容：・答申案について

宇都宮市水道料金等審議会委員名簿

(50音順)

氏 名	所 属 等
井 澤 清 久 <small>い ざわ きよ ひさ</small>	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会常務理事兼事務局長
石 井 晴 夫 <small>い し い はる お</small>	東洋大学経営学部教授
臼 井 佳 子 <small>うす い よし こ</small>	フリーアナウンサー
加 藤 靖 <small>か とう やすし</small>	宇都宮ケーブルテレビ株式会社取締役総務部長兼企画映像部長
金 枝 右 子 <small>かな えだ ゆう こ</small>	宇都宮市消費者友の会会長
菊 嶋 貴 之 <small>きく しま たか ゆき</small>	日本労働組合総連合会栃木連合会宇河地域協議会事務局長
菊 地 久 美 子 <small>きく ち ひさみ こ</small>	かわち消費者友の会会長
櫛 淵 澄 江 <small>くし ぶち すみ え</small>	宇都宮市地域婦人会連絡協議会会長
佐 々 木 英 明 <small>さ さ き ひであき</small>	宇都宮市自治会連合会会長
塩 井 洋 子 <small>しお い よう こ</small>	上河内商工会女性部副部長
菅 原 利 雄 <small>すが わら とし お</small>	公募委員
高 橋 圭 子 <small>たか はし けい こ</small>	公募委員
塚 本 純 <small>つか もと じゆん</small>	宇都宮大学教育学部教授
渡 辺 政 行 <small>わた なべ まさ ゆき</small>	宇都宮商工会議所常務理事

計14名

宇都宮市職員出席者名簿

氏 名	職 名
津 田 利 幸	上下水道事業管理者
増 渕 明	経営担当次長
阿 久 津 茂	技術担当次長
松 嶋 和 夫	経営企画課長
山 中 隆 男	経営企画課経営担当主幹
中 里 良 久	企業総務課長
臼 井 成 志	サービスセンター所長
飯 野 邦 男	工事受付センター所長
関 口 修 二	配水管理センター所長
大 島 守	水道建設課長
大 谷 順 一	下水道建設課長
福 田 則 明	下水道施設管理課長
手塚 源一郎	技術監理室長
武 藤 敏 彦	廃棄物施設課長
湯 沢 義 久	経営企画課長補佐
穂 山 克 彦	経営企画課企画財政広報グループ 係長
水 井 礼 和	経営企画課企画財政広報グループ 総括主査
田 崎 泰 夫	廃棄物施設課長補佐
橋 本 澄 夫	廃棄物施設課管理調整グループ 係長

旧市町地域の料金表

(1) 水道料金表（1か月/税込み）

① 旧宇都宮市・旧河内町地域

種別と口径		基本料金	従量料金 (1m ³ あたり)						
			0~5 m ³	6~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~200 m ³	201 m ³ ~
一般用	13mm	819円	0円	23円10銭	179円55銭	208円95銭	243円60銭	273円	323円40銭
	20mm	1,218円							
	25mm	1,617円							
	30mm	1,827円	208円95銭						
	40mm	3,559円50銭							
	50mm	6,142円50銭							
	75mm	14,773円50銭							
	100mm	30,723円							
	150mm	86,236円50銭							
	200mm以上	管理者が定める額							
湯屋用	5,040円	0円						50円40銭	

② 旧上河内町地域

種別と口径		基本料金	従量料金 (1m ³ あたり)		
			0~10m ³	11~20m ³	21m ³ ~
13mm	1,480円	0円	170円	200円	
20mm	1,870円				
25mm	2,640円				
30mm	3,700円				
40mm	4,720円				
50mm	7,350円				

(2) 下水道使用料料金表（1か月/税込み）

① 旧宇都宮市地域

種別	基本料金	従量料金 (1m ³ あたり)						
		0~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~500 m ³	501~ 1,000m ³	1,001 m ³ ~
一般用	1,155円	0円	141円75銭	168円	189円	210円	231円	252円
湯屋用	4,200円	0円				42円		

② 旧上河内町地域

種別	基本料金	従量料金 (1m ³ あたり)						
		0~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~500 m ³	501~ 1,000m ³	1,001 m ³ ~
一般用	1,050円	0円	105円	115円50銭	126円	147円	168円	189円
臨時用		157円50銭						

③ 旧河内町地域

種別	基本料金	従量料金 (1m ³ あたり)						
		0~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~500 m ³	501~ 1,000m ³	1,001 m ³ ~
一般用	945円	0円	110円25銭	126円	141円75銭	157円50銭	173円25銭	183円75銭
臨時用		157円50銭						

(3) 地域下水処理施設使用料料金表（1か月/税込み）

① 旧宇都宮市地域下水処理施設使用料料金表

種 別	基本料金	従 量 料 金 (1m ³ あたり)						
		0~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~500 m ³	501~ 1,000m ³	1,001 m ³ ~
一 般 用	1,155円	0円	136円50銭	147円	157円50銭	168円	178円50銭	189円

② 旧河内町地域下水処理施設使用料料金表

種 別	基本料金	従 量 料 金 (1m ³ あたり)						
		0~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~500 m ³	501~ 1,000m ³	1,001 m ³ ~
一 般 用	945円	0円	110円25銭	126円	141円75銭	157円50銭	173円25銭	183円75銭
臨 時 用		157円50銭						